

本日検討する論点について

(個別争点を効率的に処理するための方策について)

1. 総論

(1) 基本的な考え方

A案及びB案における二段階目の手続については、「一段階目で共通争点に関し事業者の責任ないし違法性等が認められた後、個別争点について審理し、最終的には個々の消費者の請求権の存否について判断し、よって、個々の消費者の権利実現を実効的にするための手続」として位置付けられると考えられる。

そうだとすると、二段階目の手続の在り方を検討するに当たっては、個別争点(参考1)に関しどのような審理をしなければならないかを踏まえた上、審理を簡素化するとともに、できる限り当事者の合意による解決を得やすくするなど、消費者が簡易・迅速に権利救済を得られるようにすることを可能とする手続の在り方について検討するのが適当と考えられる。

(2) 国内制度における簡易迅速な処理を行う手続について(資料2-1、2-2)

① A案及びB案における二段階目の手続の在り方を検討する前提として、参考になる現行制度の状況は以下のとおりである。

なお、ここでは、大量の請求権についての簡易迅速な処理を行う手続という観点のみならず、広く、現行制度上で簡易迅速な審理を行う手続を挙げるといふ観点から、各制度を取り上げている。

ア まず、債務者が倒産状態にある場合にその総財産を金銭化して多数の債権者の権利の公平な実現を図る制度として破産手続があり、その中で、破産債権や法人の役員に対する損害賠償請求権の有無及び内容等に関し争いのある場合に簡易迅速に処理する、という制度として、

- ・破産債権査定決定手続¹
- ・破産法上の役員責任査定決定手続²

¹ 破産手続において、破産債権の有無及びその内容について、簡易な手続によって迅速に判断するための手続。破産債権の調査において、その額等について異議等のある破産債権を有する破産債権者は、その額等を確定するために、異議者等の全員を相手方として、裁判所に、査定の申立てをすることができる(破産法第125条第1項)。

² 法人の役員に対する損害賠償請求権の有無及びその内容について、簡易な手続によって迅速に判断するための手続。裁判所は、法人である債務者について破産手続開始の決定があった場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、

がある。

イ 次に、一定の種類の民事紛争について、当初は非訟手続により審理をし結論を得て、それに不服がある場合には訴訟手続に移行する、という制度として、

- ・労働審判手続（労働審判法）
- ・損害賠償命令手続（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律）

がある。

ウ 更に、一定の金銭債権について、訴訟手続の一種として簡略化した手続を設け、その手続で審理をし結論を得て、それに不服がある場合には通常の訴訟手続に移行する、という制度として、

- ・少額訴訟
- ・手形・小切手訴訟

がある。

② 上記の制度を概観すると、

ア 上記「ア」の手続において、審理は、審尋・非公開の手続とし、破産債権査定決定手続においては、破産債権者表に記載されている事項のみを主張できるという制限規定が設けられている。また、破産債権査定決定手続においては、一定の例外を除いて破産債権の額等の確定について査定手続を経ることとされているが、役員責任査定手続においては、管財人が査定申立てをするか、通常の訴訟手続で責任追及をするか選択することができることとしている。

破産債権査定申立てについての決定及び役員責任査定決定の効力については、異議の訴えがされず又は異議の訴えが却下されたときは、確定判決と同一の効力を有することとしている。

不服申立ての方法としては、異議の訴えを提起することができる。破産債権査定異議の訴えにおいては、破産債権者表に記載されている事項のみを主張できるという制限規定が設けられている。

判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、破産債権査定申立てに関する決定については、認可又は変更し、役員責任査定決定については認可し、変更し又は取り消すこととしている。

イ 上記「イ」の手続において、審理は、期日の回数を制限するなどして迅速な手続としている。申立人は申立てをするか通常訴訟によるかを選択す

決定をもって、役員の実任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判をすることができる（破産法第 178 条第 1 項）。

ることができ、申立てがあった場合でも、裁判所が当該手続で審理するのが不適当と判断する事案については、通常の訴訟手続に移行させることとしている。

審判・決定の効力について、労働審判は、適法な異議の申立てが無いときは、裁判上の和解と同一の効力を有し、適法な異議の申立てがあったときは、その効力を失う。損害賠償命令は、これに仮執行宣言を付することができ、適法な異議の申立てが無いときは、確定判決と同一の効力を有し、適法な異議の申立てがあったときは、仮執行宣言を付したものを除き効力を失うとこととしている。

不服申立てについて、適法な異議の申立てがあったときは、労働審判手続の申立て及び損害賠償命令の申立てがあった時にそれぞれ訴えの提起があったものとみなすこととし、その場合、基本的には通常の訴訟手続において審理されるが、損害賠償命令手続においては、証拠の取扱いに特則がある。

通常の訴訟手続に移行した後の判決について、仮執行の宣言を付した損害賠償命令については、これを認可するか取り消すものとしている。

ウ 上記「ウ」の手続において、審理は、原則として第1回口頭弁論期日（最初にすべき口頭弁論の期日）において完了しなければならないこととし、また、証拠や証拠調べの方法に制限があるとともに、手続の対象がそのような簡易な手続で審理することが可能な一定の金銭債権に限定されている。原告は、通常訴訟手続によるかこれらの手続によるか選択することができ、少額訴訟においては、裁判所は相当でない認めるときに、通常の訴訟手続により審理及び裁判をする旨決定することができることとしている。

少額判決、手形・小切手判決（手形・小切手訴訟により審理及び判決ができないという理由での訴え却下判決を除く）については、異議申立期間の経過により確定し、また、仮執行をすることができることを宣言しなければならないこととしている。

不服申立ての方法としては、控訴が禁止されており、異議を申し立てることができ、適法な異議があったときは、訴訟は口頭弁論の終結前の程度に復することとしている。

判決においては、少額判決、手形・小切手判決（手形・小切手訴訟により審理及び判決ができないという理由での訴え却下判決を除く）を認可し、又は取り消すこととしている。

なお、少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行については、その紛争額に見合った経済的負担で効果的な解決を図るため、少額訴訟債権執行の制度が設けられている。

- ③ これらの制度を参考にすると、審理を簡素化する手法としては、
- ・ 審理の方式として、口頭弁論³によらず、審尋⁴をする（破産債権査定決定手続、役員責任査定決定手続及び損害賠償命令手続）こと。
 - ・ 証拠調べの制限（例えば、少額訴訟における証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる（民訴法第 371 条）。手形訴訟においては、証拠調べは、書証に限りすることができる（同法第 352 条第 1 項）。）を設けること。
 - ・ 期日に関する制限（例えば、労働審判（原則として 3 回以内）、損害賠償命令手続（原則として 4 回以内）、少額訴訟（原則として 1 回）、手形・小切手訴訟（原則として 1 回）。）を設けること。

等が考えられる。

そこで、こうした現行制度を参考にしつつ、後記 2 において、二段階目における簡易な手続の在り方について、さらに詳しく考えてみたい。

（3） 実効的な権利救済について

一段階目の手続により、共通争点について事業者の責任又は違法性等が確認された段階での手続であることを踏まえると、簡易・迅速に実効的な権利救済を図る観点からは、二段階目の手続の在り方として、審理を簡素化することのほか、できる限り当事者の合意による解決を促進することが考えられる。

具体的には、

- ・ 紛争全体を見越した上で紛争の一回的解決を図るとともに、合わせて、審理の効率化や手続の円滑化をも図る観点から、できる限り、一段階目の手続追行主体等が対象消費者の請求を取りまとめることとすることが考えられるほか、
- ・ 一段階目の判決の効力をどのようなものとするかにもよるが、例えば、対象消費者が裁判外でも当該判決における結果を有利に活用することができることとすること等により、弁護士会紛争解決センター（参考 2）、国民生活センター（参考 3）、又は民事調停（参考 4）等のいわゆる裁判外紛争解決手続を活用すること

等も考えられる。

³ 狭義では、受訴裁判所のそのための期日に、当事者双方が対立した形で、口頭で、本案の申立て及び攻撃防御方法の提出その他の陳述をすることをいい、広義では、これと結合してなされる裁判所の訴訟指揮、証拠調べ及び裁判の言渡しをも含めた審理の方式ないし手続をいう（新堂幸司『民事訴訟法』第 4 版 452 頁）。

⁴ 関係人に対して、無方式で個別的に、書面又は口頭による陳述の機会を与えることをいう（新堂幸司『民事訴訟法』第 4 版 452 頁）。

- ・さらに、権利救済を実効的に行うため、確定した多数の債務名義を手続追行主体がとりまとめ、執行を行うことも考えられる。

(4) まとめ

以上を踏まえると、二段階目の手続の在り方としては、

- ・基本的には、簡易な手続において、個別争点について、書証等による事実認定及びそれを踏まえた判断をするか、当事者の合意による解決を促すこととしつつ、
- ・それらが困難な場合には、適宜、通常の訴訟手続に移行することを可能とすること

が考えられる。これについて、どのように考えるか。

なお、二段階目における簡易な手続と通常の訴訟手続の関係については、二段階目の簡易な手続に関する検討を踏まえた上で、改めて検討することとしてはどうか。

(参考 1) 二段階目において判断する個別争点について

① 具体例の検討 (資料 3)

・学納金返還請求訴訟

共通争点：不返還特約の有効性（当該不返還特約により規定されている損害賠償等の額が、消費者契約法第 9 条第 1 号に規定する「平均的な損害の額」を超えるか）
個別争点：納入した授業料等の額、入学辞退の有無及びその時期

財産的な損害（ただし、不当利得返還請求）に関する事案であり、個別争点のうち、納入した授業料等の額については、消費者が有する納入済み領収書や大学が有する記録等を確認することで事実認定をすることができると考えられる。また、入学辞退の有無及びその時期については、内容証明郵便のようなもので入学辞退をしていれば事実認定をする上で困難はないが、そうでなければ、一定の証拠調べを要することになると考えられる。

・敷金返還請求訴訟

共通争点：原状回復特約の有効性（消費者の利益を一方的に害するものとして無効となるか）
個別争点：賃借人が負担すべき原状回復義務の範囲

財産的な損害（ただし、不当利得返還請求）に関する事案であり、個別争点たる賃借人が負担しなければならない原状回復義務の範囲については、当該不動産の汚損・破損の有無、当該汚損・破損に関する賃借人の故意・過失の有無、補修費用の算定等を踏まえる必要があり、一定の証拠調べを要することになると考えられる。

・個人情報流出事件

共通争点：個人情報流出の事実の有無及びその態様
個別争点：損害の内容及び額

非財産的な損害（精神的苦痛に係る損害賠償請求）に関する事案であるが、個別争点たる損害の内容及び額については、当該個人情報の流出により、どのような損害を被ったか（具体的には、自己の個人情報が社会に広く流布し、場合によっては悪用されるのではないかと不安による精神的苦痛が考えられるが、さらに、迷惑メールが送信され、ダイレクトメールが送付され、いたず

ら電話かかる等の事情があれば、その精神的苦痛はより大きくなるものと考えられる。) によることとなり、一定の証拠調べを要することもあると考えられる。

- ② 以上の検討を踏まえると、事案により、個別争点について書証等により簡易かつ定型的に事実認定及び法的な判断をすることができることもあれば、一定の証拠調べをしなければならなくなることもあると考えられる。

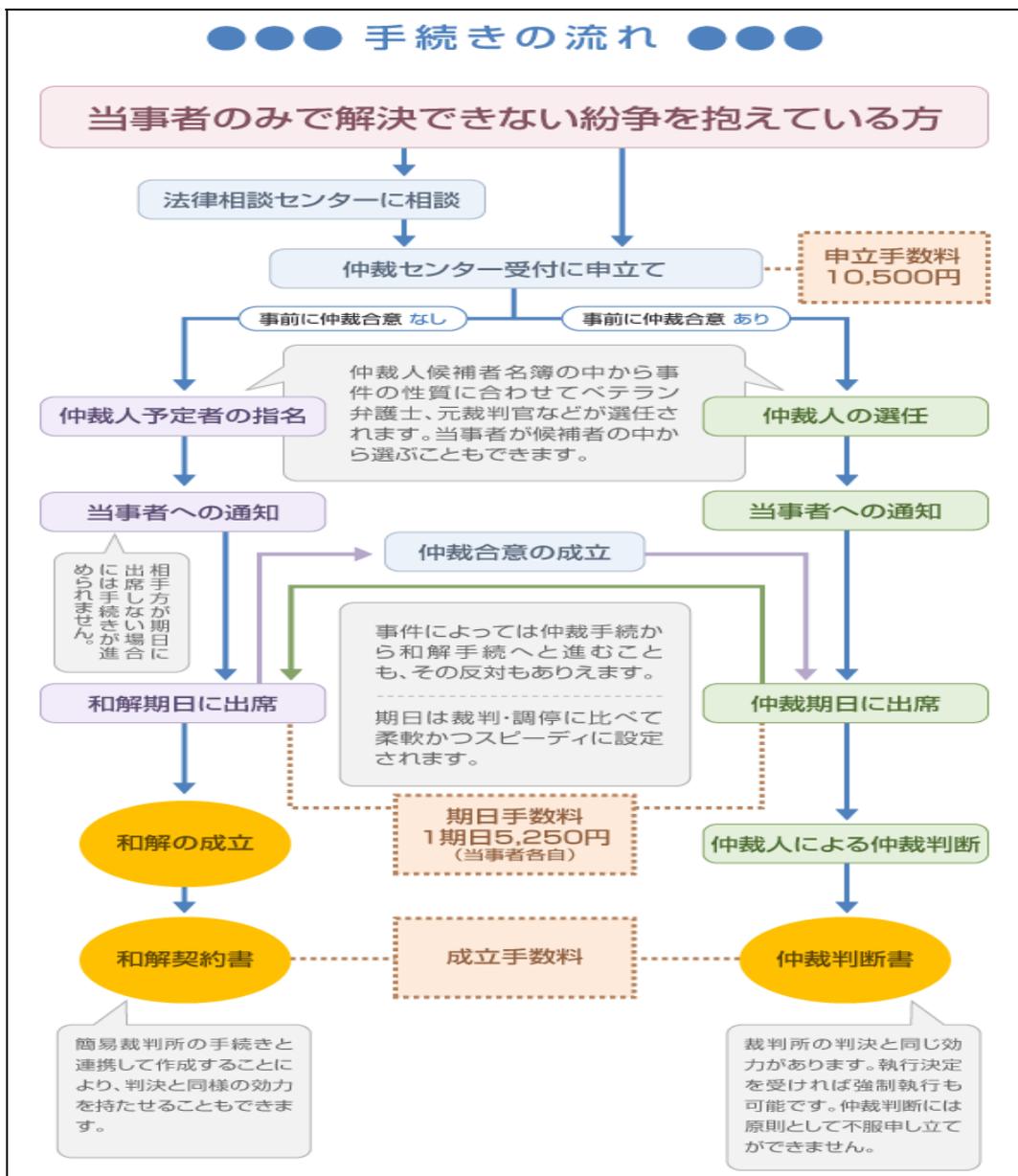
なお、そもそも、何が個別争点になるかについては、消費者側の請求の仕方や事業者側がどのような応訴態度をするかにもよると考えられ、この点は注意を要すると考えられる。

(参考2) 弁護士会紛争解決センター

○制度の概要

弁護士会が運営している紛争解決センター（2010年5月現在、全国で30センター〔26弁護士会〕）に設置。「仲裁センター」、「あっせん・仲裁センター」、「示談あっせんセンター」、「紛争解決センター」、「民事紛争処理センター」、「法律相談センター」、「ADRセンター」などと呼ばれている）では、トラブルの相手方と申立人の話をじっくり聞き、証拠を検討した上で、紛争の解決基準を作成する。民事上のトラブルを柔軟な手続により、短期間に、合理的な費用で、公正で満足のかいように解決することがその目的である。

○手続のイメージ（第一東京弁護士会の場合（第一東京弁護士会ホームページより））



○運用状況

1. 年度別申立て件数（全国）

平成 14 年度	1,050 件	平成 17 年度	884 件	平成 20 年度	1,085 件
平成 15 年度	1,118 件	平成 18 年度	964 件	平成 21 年度	1,079 件
平成 16 年度	960 件	平成 19 年度	1,039 件		

2. 平成 21 年度の状況（全国）

1. 申立て		
	①不受理	3
	②受理	1,076
	計	1,079
2. 受理事件		
	①話し合いのテーブルにつかないケース	302
	不応諾取下げ	260
	取下げ	41
	却下	1
	不応諾件数合計	302
	②回答待ち	50
	③話し合いのテーブルについたケース	726
	応諾後取下げ	75
	応諾後却下	154
	進行中	199
	解決（新受）	298
	応諾件数合計	726
3. 解決事件		
	①旧受事件	141
	②新受事件	298
	計	439
4. 解決形式		
	①和解	421
	②和解→仲裁判断	14
	③仲裁判断	4
5. 応諾率		70.8%
6. 受理事件対比解決率		29.0%
7. 応諾事件対比解決率		56.5%

（日本弁護士連合会『仲裁統計年報（2009年度版）』より）

3. 紛争類型別受理事件・解決事件一覧（平成 21 年度・全国）

類型	受案件数	解決件数
不動産売買をめぐる紛争	47	11
不動産賃貸借をめぐる紛争	82	49
請負契約をめぐる紛争	94	44
貸金をめぐる紛争	31	10
その他の契約紛争	135	35
債務不存在の確認	13	8
不法行為をめぐる紛争	405	203
知的財産をめぐる紛争	3	—
家族間の紛争	85	31
職場の紛争	70	25
会社関係の紛争	20	4
相隣関係	30	5
マンション関係	8	2
その他	53	12
合計	1,076	439

（日本弁護士連合会『仲裁統計年報（2009 年度版）』より）

4. 審理回数・期間、紛争の金額について（平成 21 年度・全国）

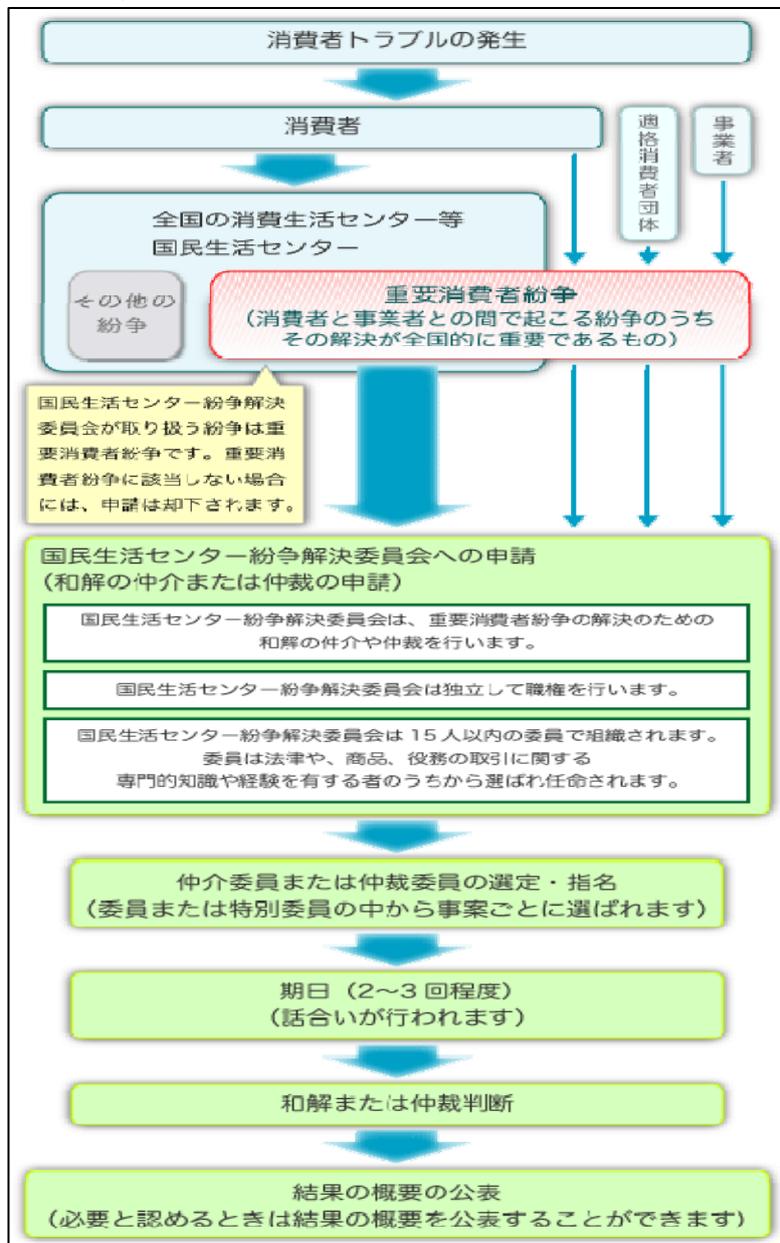
審理期間	平均	88.5 日
	最短	—
	最長	681 日
審理回数	平均	2.7 回
	最小	—
	最長	13 回
紛争の金額	平均	5,411,000 円
	最少	—
	最大	2,200,000,000 円

(参考3) 国民生活センターのADR(紛争解決委員会)

○制度の概要

国民生活センターに整備されたADRは、国民生活センター内に設置された紛争解決委員会によって、消費者の貢献的な役割を果たしつつ、中立・公正な立場から手続が実施される。委員会は、法律や取引に関する知識・経験を有する委員・特別委員からなり、独立して職権を行使する。消費者(又は差止請求を行う適格消費者団体)・事業者間に生じた民事上の紛争のうち、同種多様性、被害の重大性、事案の複雑性などに照らし、解決が全国的に重要な紛争(重要消費者紛争)についてADR手続が実施される。

○手続のイメージ(国民生活センターホームページより)



○運用状況（平成21年4月～平成22年10月）

申請件数：195件（平成22年度89件、平成21年度106件）

うち、手続実施中：84件

手続終了：111件（和解成立56、和解不成立38、取下等17）

○参考条文

独立行政法人国民生活センター法（平成十四年十二月四日法律第二百二十三号）

（定義）

第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に関して消費者（個人（事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十二条の二第一項に規定する差止請求を行う適格消費者団体（同法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。）と事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。）との間に生じた民事上の紛争をいう。

2 この法律において「重要消費者紛争」とは、消費者紛争のうち、消費者に生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるものをいう。

（センターの目的）

第三条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一款 紛争解決委員会

（設置、権限等）

第十一条 センターに紛争解決委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手続（以下「重要消費者紛争解決手続」と総称する。）の実施その他この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 委員会は、独立してその職権を行う。

第二款 和解の仲介

第一目 手続

(手続の開始)

第十九条 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介の申請をすることができる。

- 2 前項の申請は、書面でしなければならない。
- 3 次条第一項に規定する仲介委員は、第一項の申請に係る紛争が重要消費者紛争に該当しないと認めるときは、当該申請を却下しなければならない。
- 4 前項の規定により第一項の申請を却下する決定に不服がある者は、委員会に対し、異議を申し出ることができる。
- 5 和解の仲介の申請が重要消費者紛争の当事者の一方からされたものであるときは、委員会は、他方の当事者に対し、速やかに、第二項の書面の写しを添えてその旨を通知するとともに、委員会が行う仲介により当該重要消費者紛争の和解による解決を図る意思があるかどうかを確認しなければならない。

(仲介委員)

第二十条 委員会が行う和解の仲介の手続（前条第三項の規定による手続を含む。以下「和解仲介手続」という。）は、一人又は二人以上の仲介委員（和解仲介手続を実施する者をいう。以下同じ。）によって実施する。

- 2 仲介委員は、事件ごとに、委員又は特別委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、前項の規定により仲介委員を指名するに当たっては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲介委員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。
- 4 仲介委員は、中立かつ公正な立場において、和解仲介手続を実施しなければならない。
- 5 二人以上の仲介委員が指名されている場合には、和解仲介手続上の事項は、仲介委員の過半数で決する。

(仲介委員の忌避)

第二十一条 仲介委員について和解仲介手続の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その仲介委員を忌避することができる。

- 2 仲介委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、委員長（申立てに係る仲介委員が委員長である場合にあっては委員長代理人、委員長及び委員長代理人である場合にあってはあらかじめ委員長の指名する委員）が行う。
- 3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲介委員が指名されたことを知った日又は忌避の原因があることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内

に、忌避の原因を記載した申立書を委員長に提出しなければならない。

- 4 仲介委員は、第二項の申立てがあったときは、同項の決定があるまで和解仲介手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(出席及び文書等の提出の要求)

第二十二條 仲介委員は、和解の仲介を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、和解仲介手続への出席又は事件に関係のある文書若しくは物件の提出を求めることができる。

(手続の非公開)

第二十三條 和解仲介手続は、公開しない。

(弁護士の助言)

第二十四條 仲介委員のうち弁護士がない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う和解仲介手続において、仲介委員のうち少なくとも一人が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、和解仲介手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときは、仲介委員は、弁護士である委員又は特別委員の助言を受けるものとする。

(和解案の受諾勧告)

第二十五條 仲介委員は、和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

(手続の終了)

第二十六條 仲介委員は、申請に係る重要消費者紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的でみだりに和解の仲介の申請をしたとき、和解仲介手続を終了させなければならない。

- 2 仲介委員は、和解仲介手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないとき、和解仲介手続を終了させることができる。
- 3 仲介委員は、前二項の規定により和解仲介手続を終了させたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

第二目 和解仲介手続の利用に係る特例

(時効の中断)

第二十七條 前条第二項の規定により仲介委員が和解仲介手続を終了させた場合において、和解の仲介の申請をした者が同条第三項の規定による通知を受けた日から一月以内に当該和解仲介手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申請の時に、訴

えの提起があったものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十八条 重要消費者紛争について当該重要消費者紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該重要消費者紛争について、当該重要消費者紛争の当事者間において和解仲介手続が実施されていること。
- 二 前号のほか、当該重要消費者紛争の当事者間に和解仲介手続によって当該重要消費者紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

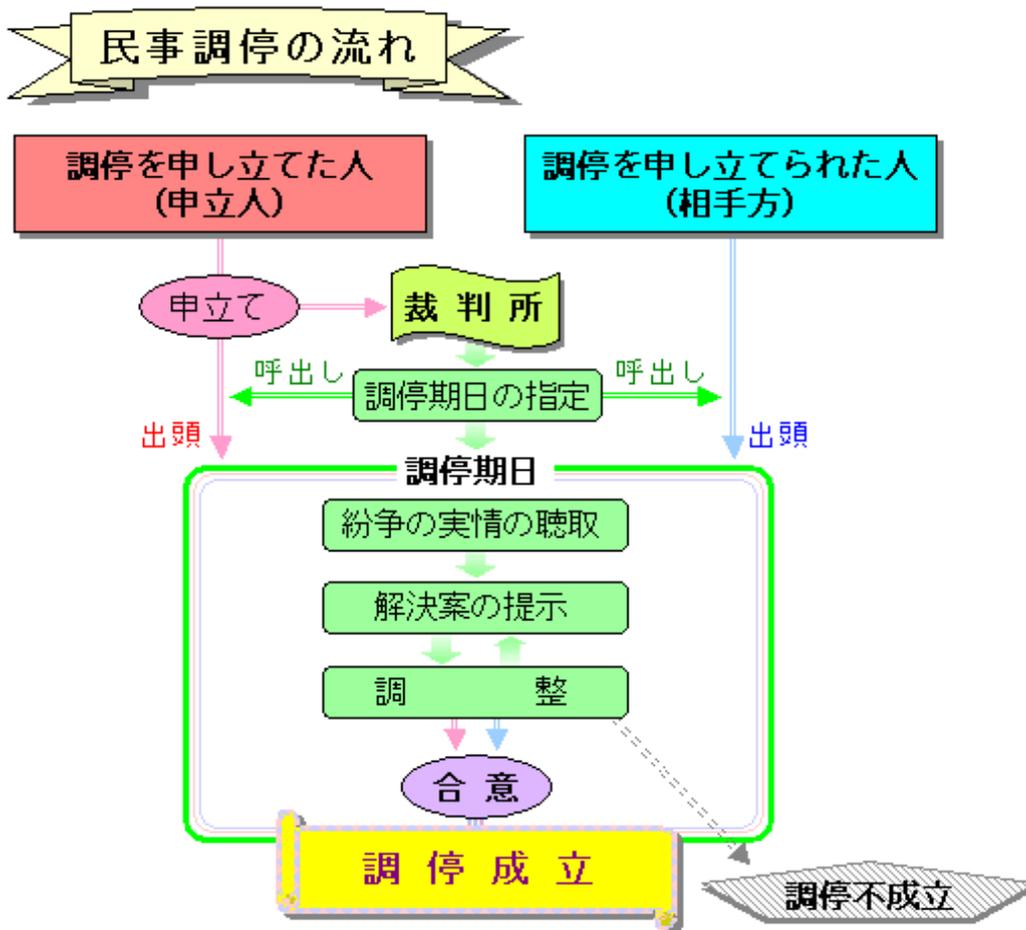
(参考4) 民事調停

○制度の概要

民事調停とは、民事に関する紛争につき、調停機関があつせん・仲介して、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的として（民調法1条）、民調法の定める手続により行われる紛争解決制度である。

民事調停の対象となる紛争は、本来、民事（「刑事」に対応する概念）に関する紛争一切を含むが、もともと民事調停は当事者の合意による解決を基本とするから、権利義務関係について当事者が任意に処分することのできる私的自治の原則が働く領域の紛争に限られることになる。

○手続のイメージ（裁判所ホームページより）



2. 二段階目の簡易な手続の在り方について

(1) 手続の枠組みと論点

① 対象消費者の個々の請求権の存否については、裁判外紛争解決手続の活用や手続追行主体と相手方事業者の交渉により解決することもあり得るが、裁判所における簡易な手続を新たに設ける場合には、例えば、以下のようなものが考えられるのではないか（なお、裁判所における手続の前に裁判外紛争解決手続や手続追行主体と相手方事業者の交渉が先行している場合においては、別個の枠組みも考えられる。）。

また、手続の枠組みを考えるに当たっては、以下に述べるような種々の論点があるが、その他、どのような点に留意して検討すべきか。

② 手続の枠組みのイメージと論点（参考5）

(i) 一段階目の判決

(ii) 通知・公告

(iii) 二段階目の手続の申立て

- ・手続の性質
- ・一段階目の手続との連続性
- ・手続追行主体（申立ては、第一段階目の手続追行主体が取りまとめることとするか。）
- ・申立ての方法
- ・管轄裁判所

(iv) 個別争点を効率的に処理するための審理、当事者の合意による解決の促進

- ・審理を簡素化するため、どのような規律を設けるか（証拠方法の制限等）。
- ・当事者の合意による解決を促進するため、どのような規律を設けるか（主張整理の在り方、調停の活用、和解の規律など）。

(v) （当事者の合意により解決されない場合について）裁判所による決定

- ・決定の効力
- ・一段階目の判決の効力が及ぶ根拠

(vi) 異議申立てによる通常の手続への移行

- ・異議申立ては手続追行主体が取りまとめることとするか。

(vii) 通常の手続による審理

(viii) 判決

- ・一段階目の判決の効力が及ぶ根拠

(ix) 効果的な執行

(2) 二段階目の手続における手続追行主体

- ① 二段階目の手続においては、個々の対象消費者が個別に主張立証を行うよりも、一つの手続追行主体が授権を受けて主張・立証をまとめて行う方が、多数の対象消費者に関する審理を効率的に行い、手続を円滑に進めることができるし、対象消費者にとっても、手続追行主体に委ねることができる方が便宜であると考えられる。

また、二段階目の手続において、簡易・迅速な解決を図る観点からは、前述のとおり、当事者の合意による解決を促進する必要があるところ、手続追行主体が請求をとりまとめることにより、紛争全体の規模が把握できるとともに、交渉窓口が一本化されることにより、こうした当事者の合意による解決が促進されるものと思われる。

- ② そこで、事案を熟知している一段階目の手続における手続追行主体が対象消費者から授権を受けて二段階目の手続を追行するなど、極力、一段階目の手続追行主体が対象消費者の請求権を取りまとめることとすることが考えられる⁵。

もっとも、手続に加入したいと申し出た消費者について、対象消費者には含まれないと当該手続追行主体が考える場合などの取扱いについて検討することも考えられる。

- ③ なお、一段階目の手続追行主体が、二段階目において対象消費者の請求権を取りまとめる根拠としては、任意的訴訟担当とすることが考えられる（参考6）。

一段階目の手続における手続追行主体については、多数の消費者の利益の擁護を図るため、共通争点を確認するという役割を果たすにふさわしい存在として認められる者を手続追行主体とすることが考えられるところ、こうした主体が二段階目で対象消費者の請求権を取りまとめることとしても、対象消費者の利益を害するとはいえず、弁護士代理および訴訟信託の原則の潜脱のおそれはないと考えられる。また、①で述べたように、手続追行主体が授権を受けて手続を追行することとする合理性もあると考えられる。

- ④ 以上について、どのように考えるか。

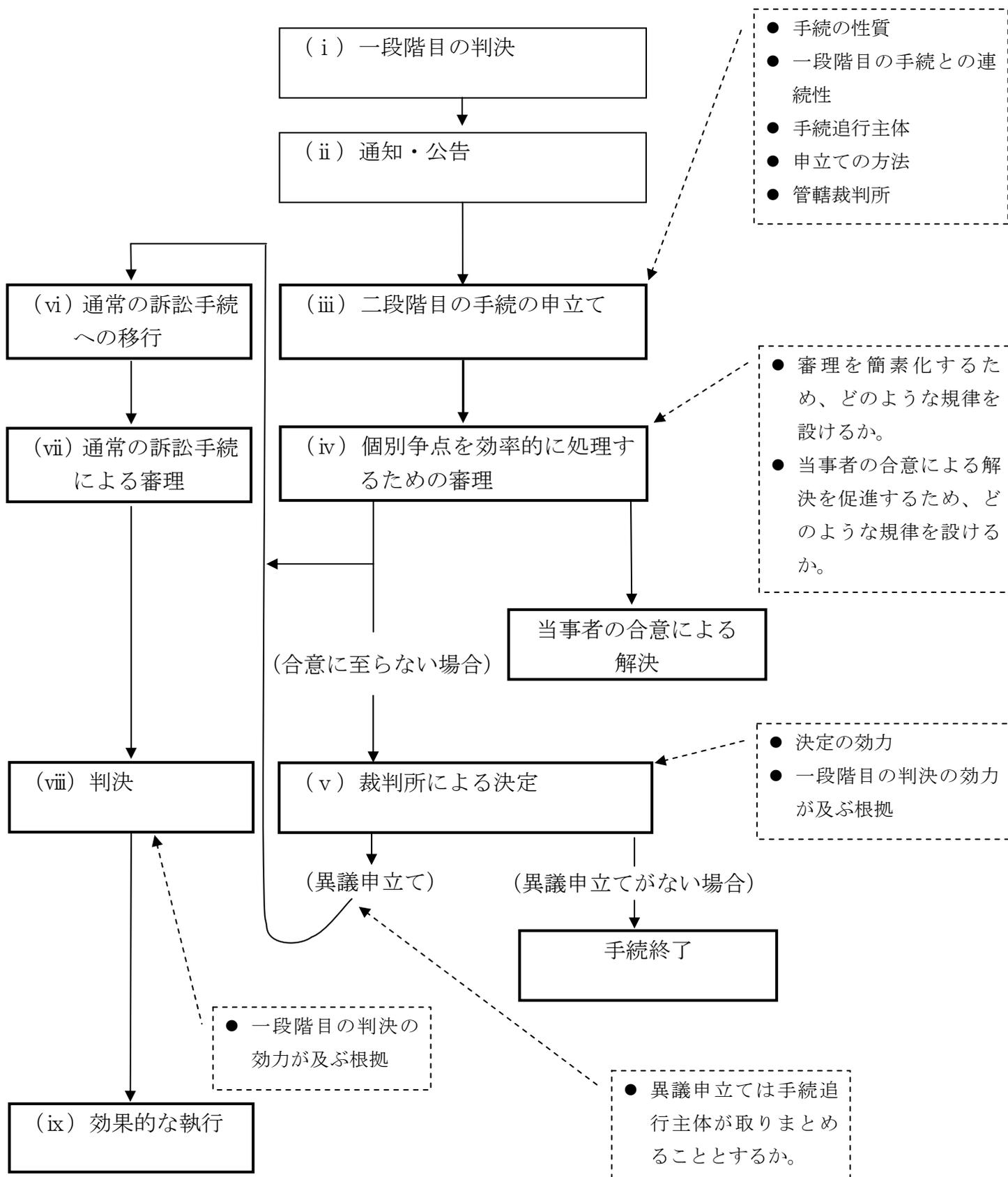
⁵ 対象消費者が、全国に散在している場合に一段階目の手続を行った手続追行主体が、効率的に請求を取りまとめることができるように、例えば、適格消費者団体が手続追行主体になる場合には、他の適格消費者団体が協力するということが考えられる。

(3) 二段階目の手続を行う裁判所

- ① 一段階目と二段階目の手続が連続しているという側面を強調すれば、二段階目の手続も一段階目の手続の受訴裁判所が引き続き二段階目の手続を行うことが自然であるとも考えられる。
- ② ところで、土地管轄の定めは、多数の民事事件を各地の裁判所に合理的に配分するという司法制度上の要請、申立人の便宜、相手方の応訴負担等を踏まえ定められるべきものと考えられる。

この観点から考えると、まず、個々の対象消費者の同種請求が多数の裁判所に係属するよりも、一箇所に集中させる方が、司法制度全体としては、効率的な処理を行うことができる。手続追行主体も相手方も、一箇所に集中させる方が、手続追行に伴う負担が軽減される。個々の対象消費者は全国に散在していることもあり得るが、二段階目において簡易な手続を設け、対象消費者の申立てを手続追行主体が取りまとめるのであれば、手続を一箇所に集中させてもそれほど不都合はないと思われる。また、一箇所に集中させることで紛争全体の規模が把握できるようになり、当事者の合意による解決が促進され、対象消費者にとっても相手方にとっても利益になる。
- ③ そこで、二段階目の手続を行う裁判所については、基本的には、一段階目の受訴裁判所が二段階目の手続も行うことが考えられる。
- ④ 以上について、どのように考えるか。

(参考5) 二段階目の手続の枠組みのイメージと論点



(参考6) 訴訟担当について

1. 意義

訴訟物たる権利関係について、本案判決を求め、又は求められる訴訟上の地位をいう。

当事者適格は、訴訟物たる権利関係の主体に認めるのが原則であり、給付訴訟では、請求権の主体に原告適格が、その相手方に被告適格が認められることになる。もっとも、権利義務の主体以外の第三者が主体に代わって当該訴訟物についての当事者適格を認められる場合があり、訴訟担当はそのような場合である。

これには、法の規定に基づいて担当者に当事者適格が認められる法定訴訟担当と、権利関係の主体が訴訟追行権を第三者に授与し、第三者がその授権に基づいて当事者適格を取得する任意的訴訟担当とがある。

なお、訴訟手続以外の手続においても類似の制度があり、公害等調停においては、代表当事者の制度がある（民事調停規則第37条）。

2. 任意的訴訟担当について法律で認められている例

- ① 手形の取立委任裏書（手形法第18条）
- ② 区分所有建物の管理者（建物区分所有法第26条第4項）
- ③ 債権回収会社（債権管理回収業法第11条第1項）
- ④ 選定当事者（民事訴訟法第30条）

3. 法律で認められている場合以外にどのような場合に任意的訴訟担当が認められるか

- ① 最高裁昭和45年11月11日判決（民集24巻12号1854頁）
民法上の組合の業務執行組合員について、任意的訴訟担当を認めたもの。
要件は以下のとおり。
（ア）弁護士代理及び訴訟信託禁止の原則の潜脱のおそれがないこと。
（イ）訴訟担当をなさしめる合理的必要のあること。
- ② 学説における判例の理解（伊藤真『民事訴訟法』[第3版4訂版]162頁）
「第1の要件に関しては、訴訟物たる権利についての実体上の管理処分権とともに訴訟追行権が担当者に授与されており、担当者が被担当者と共同の利益を有する者の1人であるか、それに類する者であることが認められると、弁護士代理などの原則を潜脱するものではないといえる。また、担当者と被担当者和との間に継続的關係が存在することも、このような結論を補強しうる。第2の要件に関しては、被担当者の数が多数に昇ることから、担当者による

訴訟追行が権利の実現を容易にするとか、被担当者が外国人であり、日本における訴訟追行に困難があるとか、被担当者の権利実現が担当者の本来的任務であるとか、または被担当者の権利実現について担当者が固有の法的利益をもつなどの事情が、それを満たす例として考えられる。」

4. 参照条文

○ 手形法（昭和七年法律第二十号）

第十八条 裏書ニ「回収ノ為」、「取立ノ為」、「代理ノ為」其ノ他単ナル委任ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行使スルコトヲ得但シ所持人ハ代理ノ為ノ裏書ノミヲ為スコトヲ得

- 2 前項ノ場合ニ於テハ債務者ガ所持人ニ對抗スルコトヲ得ル抗弁ハ裏書人ニ對抗スルコトヲ得ベカリシモノニ限ル
- 3 代理ノ為ノ裏書ニ依ル委任ハ委任者ノ死亡又ハ其ノ者ガ行為能力ノ制限ヲ受ケタルコトニ因リ終了セズ

○ 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）

（権限）

第二十六条 管理者は、共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設（次項及び第四十七条第六項において「共用部分等」という。）を保存し、集会の決議を実行し、並びに規約で定めた行為をする権利を有し、義務を負う。

- 2 管理者は、その職務に関し、区分所有者を代理する。第十八条第四項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領についても、同様とする。
- 3 管理者の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 4 管理者は、規約又は集会の決議により、その職務（第二項後段に規定する事項を含む。）に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。
- 5 管理者は、前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第三十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）

（受託債権の管理又は回収の権限等）

第十一条 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理又は回収の業務を行う場合には、委託者のために自己の名をもって、当該債権の管理又は回収に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

2 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理若しくは回収の業務を行い、又は譲り受けた債権の管理若しくは回収の業務を行う場合において、次に掲げる手続については、弁護士に追行させなければならない。

一 簡易裁判所以外の裁判所における民事訴訟手続、民事保全の命令に関する手続及び執行抗告（民事保全の執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。）に係る手続

二 簡易裁判所における民事訴訟手続であって、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えるもの

三 簡易裁判所における民事保全の命令に関する手続であって、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えるもの

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（選定当事者）

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。

3 係属中の訴訟の原告又は被告と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その原告又は被告を自己のためにも原告又は被告となるべき者として選定することができる。

4 第一項又は前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した者（以下「選定者」という。）は、その選定を取り消し、又は選定された当事者（以下「選定当事者」という。）を変更することができる。

5 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために訴訟行為をすることができる。

○民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）

（代表当事者の選任等）

第三十七条 共同の利益を有する多数の当事者は、その中から、一人又は数人の代表当事者を選任することができる。

2 代表当事者は、これを選任した当事者のために、調停条項案の受諾、調停の申立ての取下げ、法第十七条の決定に係る行為及び代理人の選任を除き、各自調停手続に関する一切の行為をすることができる。

3 代表当事者の選任は、書面で証明しなければならない。

4 代表当事者が選任されたときは、期日の呼出しは、代表当事者に対してすれば足りる。

5 調停委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、代表当事者の選任を勧告することができる。